



狂犬病予防注射は お済みですか

予防注射は、毎年5月に地域を巡回する集合注射以外に、動物病院でも受けさせることができます。ただし、根室管内以外で接種した場合は、狂犬病予防注射済票が交付されないため、動物病院（獣医師）の注射済証（証明書）をご持参の上、下記担当で交付手続きを行ってください。

また、病気などにより予防接種が猶予されている場合や、飼い犬が死亡している場合は下記担当までご連絡ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

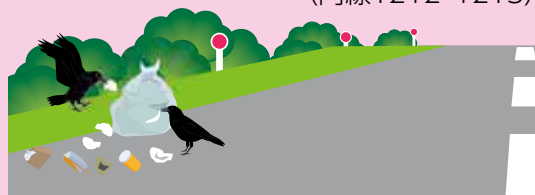
ごみのポイ捨て は犯罪です！

決められた場所や方法以外でごみを捨てることは「不法投棄」であり、犯罪です。

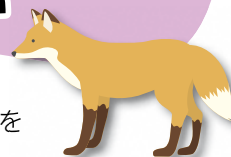
道路沿いや空き地に、たばこの吸い殻やガムの包み紙、空き缶などをポイ捨てすることも、不法投棄になります。ごみのポイ捨ては美観を損ねるだけでなく、環境汚染による公害問題を発生させ、私たちの生活や健康に悪影響を及ぼす恐れがあります。

ごみは絶対にポイ捨てせず、適切な分別と排出をお願いします。

問合せ／町民生活担当
（内線1212・1213）



野良猫やキツネに エサを与えないで ください



飼い主のいない猫やキツネにエサを与えないでください。

猫は1年間に複数回、多数出産する能力があります。不必要に繁殖が進むことで排せつ物の放置、他人の住居や庭を荒らすなど、生活環境に影響が出ます。

猫を飼っている方は、屋内で飼養するか、不妊・去勢手術を実施願います。

また、人に食べ物を与えられたキツネは、人の食べ物に依存し、人を恐れなくなり、結果として交通事故に遭い命を落とすこともあります。

エキノコックス症の感染にも繋がりますので、野生動物へのエサやりはやめましょう。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

秋のすずらん無料法律相談のお知らせ



釧路弁護士会は、弁護士過疎対策として釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない町村において、10月に無料法律相談を企画しており、本町では次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

なお、来庁時はマスク着用等コロナウイルス感染症対策を行っていただきますようお願いします。

- 相談日時 10月14日(水)
午後1時30分から午後5時
- 相談場所 別海町役場
- 相談料 無料
- 予約期間 10月9日(金)まで ※予約制
- 予約・問合せ 町民生活担当（内線1213）